

特定投資家制度上の期限日

金融商品取引法においては、同法に定める特定投資家（適格機関投資家を除く）のお客様は、お申出によりいつでも一般投資家（特定投資家以外）のお取扱いへの移行が可能となり、また一般投資家のお客様は、お申出と当社の承諾により、一定期間特定投資家のお取扱いへの移行が可能となる制度があります。

一般投資家のお客様からのお申出により特定投資家のお取扱いとなる場合の当該期間の期限日は、下記のとおりです。

当社が定める日	期限日
毎年9月30日	当社は、金融商品取引法第34条の3第2項第1号に規定する承諾日から起算して1年以内に到来する9月30日を、同条同項第2号に規定する期限日とします。（同法第34条の4第6項で準用の場合を含みます。）

以上、金融商品取引業等に関する内閣府令第58条等にもとづき公表します。

平成22年4月1日
セントラル短資株式会社